

発議第 2 号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税
財源の確保を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年 7月20日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 議会運営委員会委員長 古橋 敏夫

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣
まち・ひと・しごと創生担当大臣

宛て

発議第 3 号

新型コロナ対策強化のための意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年 7月20日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 織田 真理

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 谷口 早苗

同 星野 幸治

同

同

同

同

同

同

同

同

新型コロナ対策強化のための意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、世界的規模で感染者数はいまだ衰えず、経済的な大損失も想定されている。緊急事態宣言及び県をまたいだ移動制限を解除された現在、クラスターの発生、家庭内感染の拡大、陽性無症状者による感染拡大が表面化し、野田市においても感染者数が増加している。いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況は何ら変化していない。さらには医療現場では極度の緊張体制が続いたままである。7月16日の参議院予算委員会では、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダーの児玉龍彦名誉教授が現在の状況を「非常に危険であり、自己責任、ガイドラインを守れと言っても（感染防止は）無理だ。検査システムをつくって、集約的にやり機械化する。これを今日からすぐやらないと、本当に大変だ」と述べられた。また、全国医師会においても「コロナ感染者を受け入れるためにも、医療崩壊しないよう国からの支援強化を行ってほしい」という要望が何度も出されている。

については、新型コロナウイルス感染症から国民の命と健康を守るため以下の項目を要望する。

記

- 1 感染拡大に備えて、医療体制、検査体制を抜本的に強化すること。
 - ①感染が疑われる人、ごく軽症を含む有症者と全ての濃厚接触者、検査を希望する人を速やかに検査できるようにすること。
 - ②院内感染や介護福祉におけるクラスターを抑止していくために、定期的に病院や介護福祉施設等のスタッフ、入院患者、入所者及び通所者等の検査を積極的に行うこと。
 - ③小中学校、高校の教職員やスタッフ、保育所・学童保育所のスタッフに検査を積極的に行うこと。
 - ④産科医でのクラスターを防止するために、出産前の妊婦が検査を受けられるよう支援に取り組むこと。
 - ⑤市中感染状況を適切に把握するため、国による検査を広く実施すること。

- 2 医療崩壊を起こさない。医療・介護・福祉施設への財政支援を抜本的に強化すること。「融資を申し入れている、スタッフのボーナスが出せない、診療報酬の引上げがないと倒産する医療機関が続出する」等々の声が多数寄せられている現在、病院・診療所の経営難による医療崩壊が起きてはならない。

コロナ対応の医療機関への財政支援が第2次補正予算で組み込まれているが、速やかに現場に届くよう求める。一方、非コロナ医療機関、地域医療の経営危機に対する財政支援を行うため、次の対策を求める。

- ① コロナ患者を受け入れている病院の減収・負担増に対する補償、病床の確保や宿泊療養施設の借り上げを行う。
- ② 地域の通常の医療を担う診療所・病院への減収補償を行う。
- ③ 歯科診療所や眼科、耳鼻科など専門診療科が地域で医療を継続できるようにする。
- ④ 医療従事者への危険手当支給はじめ処遇を改善する。マスクなどの医療防護服や医療用資材を国の責任で確保する。
- ⑤ ワクチンと治療薬の研究開発を早急に進める。
- ⑥ 介護事業所・障がい者福祉事業者などの減収を保障すること。

3 削減されてきた保健所を増やし、人員体制を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣

発議第 4 号

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年 7月20日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 長 勝則

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 谷口 早苗

同 織田 真理

同

同

同

同

同

同

同

同

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国・被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれている。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 81 カ国。批准国は 40 カ国となり、発効に必要な条件 50 カ国まで残り 10 カ国となっている。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約への署名と批准を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
外務大臣

発議第 5 号

消費税率5%への減税を決断するよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年 7月20日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 谷口 早苗

同 長 勝則

同

同

同

同

同

同

同

同

消費税率5%への減税を決断するよう求める意見書（案）

政府の本年4月の月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあるとして、景気判断を2カ月連続で下方修正した。昨年10月からの消費税率10%への増税によって、多くの国民が予測したように景気は大きく落ち込み、そこへ、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、日本経済は危機的事態へと追い込まれることになった。

この不況は、国内はもとより世界全体に広がっており、2008年のリーマン・ショック後どころか、1929年の世界大恐慌以来との声さえ出ている。消費税増税に、コロナ禍による企業の生産や収益減、雇用情勢の悪化などが加わり、国民は、新型コロナウイルス感染症への不安とともに、経済的な不安を増大させている。

苦境に立つ個人と事業者への所得補償や損失補填など、直接的で安心して生活することが可能となる支援策を迅速かつ継続的に実施するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大前から、消費税増税による深刻な消費不況に陥った事実を直視し、日本経済を立て直すための経済対策として、消費税率の引下げは、緊急・重要な施策となっている。

よって、本市議会は国に対し、消費税率5%への減税を決断するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
財務大臣
経済産業大臣